

瑞穂町生涯学習団体登録要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町民のグループ・団体等による主体的、継続的な学習活動を支援し、瑞穂町の生涯学習を推進するための団体の登録について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学習支援の内容)

第 2 条 この要綱において、登録された団体に対する学習支援とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) グループ・団体での学習活動が可能な公的施設における使用料の免除。ただし、各施設の条例等に基づき、使用料の免除が可能な施設とする。
- (2) グループ・団体での学習活動、広報活動に関する印刷機の使用。ただし、使用できるのは、スカイホール内印刷コーナー、生涯学習センター、武蔵野コミュニティーセンターの印刷機とし、用紙については使用団体が持参することを原則とする。

(登録の基準)

第 3 条 登録の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公の支配に属さない団体であること。
- (2) 生涯学習を推進するための主体的、継続的な活動を行うことを主たる目的とする団体であること。ただし、次の行為を行わない団体であること。
 - ア 営利を目的とした事業又はこれに類する行為。
 - イ 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補を支持する行為。
 - ウ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為。
- (3) 団体の組織及び運営については、次の要件を備えていること。
 - ア 団体の構成員が 5 人以上で、当該構成員の 3 分の 2 以上の者が町内に在住、在勤又は在学していること。
 - イ 団体の主たる活動の場及び活動の本拠としての事務所又は連絡先が町内にあること。
 - ウ 団体の組織及び活動のために町内に居住する代表者を置き、規約又は会則を有し、継続的に学習活動を行っていること。

(登録の申請)

第 4 条 登録を希望する団体は、生涯学習推進団体登録申請書（様式第 1 号）に、次の書類を添えて瑞穂町教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 規約又は会則
- (2) 会員名簿
- (3) 事業計画書

(登録の認定)

第 5 条 委員会は、前条の申請に基づき、第 3 条に定める基準に適合すると認めるときは、瑞穂町生涯学習推進団体として登録し、当該団体に通知する。

(登録の期間)

第 6 条 登録の期間は 1 年間とし、以後、継続的な登録を希望する団体については、年度ごとに更新手続きにより申請する。

(登録の変更及び解散)

第 7 条 登録団体は、団体を解散し、又は第 3 条に定める基準に適合しなくなったとき、若しくは団体の規約又は会則、会員及び事務所等に変更があった場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。

(登録の取り消し)

第 8 条 委員会は、登録団体が解散し、又は第 3 条に定める基準に適合しないと認めるときは、当該団体の登録を取り消すものとする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。